

# 令和元年夏の交通事故防止県民総ぐるみ運動実施要綱

## 1 目的

この時期は、夏季特有の暑さや行楽等による疲労、開放感による無謀運転などが増加することに伴い、交通事故が多発する傾向がある。

本運動は、このような情勢を踏まえ、県民一人一人の交通安全意識を高め、交通ルールの遵守・正しい交通マナーの実践を習慣づけることにより、県民総ぐるみで交通事故防止を図ることを目的とする。

## 2 期間

令和元年7月16日（火）から7月25日（木）までの10日間

## 3 運動のスローガン

うしろでも シートベルトを つけようね

〔 年間スローガン  
みんながね ルール守れば ほら笑顔 〕

## 4 運動の重点

- (1) 子供と高齢者の交通事故防止
- (2) 道路横断中の交通事故防止とゆずりあい運転の実践
- (3) 飲酒運転、無免許運転及び速度超過など悪質・危険な運転の根絶
- (4) 自転車の交通事故防止（特に、福島県自転車安全利用五則の周知徹底）
- (5) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

## 5 県下一斉広報強化日

令和元年7月16日（火）、7月19日（金）

## 6 主 唱

福島県、福島県交通対策協議会

## 7 推進機関・団体

福島県交通対策協議会構成機関・団体

地方交通対策協議会構成機関・団体

市町村

市町村交通対策協議会構成機関・団体

## 8 運動の重点に関する主な推進項目

別紙のとおり

## 9 運動の進め方

各推進機関・団体は、「県下一斉広報強化日」に、イベント等の行事の開催、広報紙（誌）や広報車、テレビ・ラジオCM等の各種広報媒体を積極的に活用するなど、広く県民に対しこの運動の周知徹底を図るとともに、相互連携を強化し、地域に密着した効果的な運動を推進する。

## 10 実施計画・実施結果の報告

団体名	実施計画 報告様式	計画報告宛先 ・報告期限	実施結果 報告様式	結果報告宛先 ・報告期限
県交通対策協議会委員	第1号	県生活交通課 7月3日(水)	第2号	県生活交通課 8月5日(月)
各市町村交通対策協議会 (各市町村)	第3号	各地方振興局 6月26日(水)	第4号	各地方振興局 7月30日(火)
各地方交通対策協議会 (各地方振興局)	第1号 第5号 第3号写し	県生活交通課 7月3日(水)	第2号 第6号 第4号写し	県生活交通課 8月5日(月)

## 運動の重点に関する主な推進項目

運動の重点1	子供と高齢者の交通事故防止
内容	<p>(1)子供とその保護者及び高齢者の交通安全意識の高揚を図りましょう。</p> <p>(2)子供、高齢者、障がい者等の交通弱者に対する保護意識の醸成を図りましょう。</p> <p>(3)高齢運転者に対し、加齢等に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響等について理解してもらい、無理のない、ゆとりのある運転をするように働きかけましょう。</p>
家庭では	<p>(1)通学路等での交通事故の発生状況などの身近な交通事故の実態を家庭内で話し合うなど、交通安全意識を高めましょう。</p> <p>(2)子供や高齢者が外出する際は、家族みんなで、事故に遭わない、事故を起こさないよう「声かけ」をしましょう。</p> <p>(3)高齢運転者に対し、加齢等に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響等について説明し、能力に合った運転をするように声をかけ、運転免許証の自主返納などについても話し合いましょう。</p>
学校等では	<p>(1)保護者、保育士、教師等との連携により、子供と保護者が一緒に学ぶ参加・体験・実践型の交通安全教室を開催し、正しい交通ルールを学習させるとともに、子供が自ら安全に行動できるよう指導しましょう。</p> <p>(2)幼児・児童の安全な通行を確保するため、保護者等を交えた交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等を実施し、子供の目線から見た通学路等における交通上の危険箇所の把握と解消に努めましょう。</p> <p>(3)保護者の交通安全に対する理解と関心を高めるため、子供の行動特性や交通事故の発生状況などについて、学校通信等を活用し積極的に発信しましょう。</p> <p>(4)「家庭の交通安全推進員」制度を積極的に活用するなど、子供から家族に対して交通安全を呼び掛けるよう指導しましょう。</p>
地域では	<p>(1)子供や高齢の歩行者・電動車いす利用者等を見かけたら、保護・誘導活動を積極的に行うなど、地域全体で子供、高齢者、障がい者等の交通弱者を守る意識を高めましょう。</p> <p>(2)高齢者自身が身体機能の変化に気付き、安全行動がとれるよう、町内会、老人クラブ等との連携による世代間交流を視野に入れた参加・体験・実践型の交通安全教室などを開催しましょう。</p> <p>(3)住民主体の交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等を実施し、住民側から見た交通上の危険箇所の把握と解消に努めましょう。</p> <p>(4)交通ボランティア等と連携し、地域の交通事故発生実態等に応じて、通学・通園時間帯の交通安全指導や保護誘導活動を、安全確保を図りながら積極的に行いましょう。</p> <p>(5)交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者を中心に、加齢などに伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響など、家庭訪問による個別指導等の交通安全指導を地域ぐるみで実施しましょう。</p> <p>(6)交通事故被害者等の視点を取り入れて各種啓発活動を実施しましょう。</p> <p>(7)高齢運転者等の運転免許証の自主返納制度及び免許証返納者への支援施策などについて周知を図りましょう。</p>

<p>職場では</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 朝礼や打合せの際に、交通安全を呼び掛けるとともに、事業所等の業務形態に応じた交通安全講習会等を開催し、子供や高齢者の行動特性・運動能力等について理解を深め、思いやりのある運転に努めましょう。</li> <li>(2) 通学路や生活道路等を通行する車両の運転者に対して、スピードを落とし、安全を確認して走行するよう指導しましょう。</li> <li>(3) 社内広報誌（紙）等を活用し、安全運転や交通事故情勢などに関するきめ細かな情報提供を行い、職員による地域の各種交通安全啓発活動への参加を促進しましょう。</li> <li>(4) 職員に交通法令を遵守させ、職員の体調面も考慮した安全運転を心掛けましょう。</li> </ul>
<p>高齢者が利用する機会の多い施設等は</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施設責任者、医師、看護師等との連携により、参加・体験・実践型の交通安全教室を開催しましょう。</li> <li>(2) 施設利用者が、夕暮れ時や夜間に外出するときは、運転者から発見されやすいよう、明るい目立つ色の服装をし、夜光反射材を身に付けるよう指導しましょう。</li> <li>(3) 高齢歩行者の死亡事故の特徴などを踏まえた交通安全教育を推進しましょう。</li> </ul>
<p>一般運転者は</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 子供や高齢の歩行者、電動車いす利用者、自転車利用者を見掛けたら減速し、安全を確認して通行するなど、思いやりのある運転に努めましょう。</li> <li>(2) 高齢運転者標識（高齢者マーク）や聴覚障がい者標識を表示している車両に対しては保護義務があることを理解し、思いやりをもって運転しましょう。</li> <li>(3) 夕暮れ時の早めのライト点灯、原則上向きライト（ハイビーム）で、幻惑防止のためのこまめな上下切替えに心掛け、夕暮れ時や夜間の歩行者や自転車等との衝突事故を防止しましょう。</li> <li>(4) 横断歩道や自転車横断帯の付近では、速度を落とし、また、横断歩道や自転車横断帯を渡ろうとする歩行者や自転車を見かけたら、その通行を妨げないよう一時停止をして、交通ルールを守り、歩行者等保護の徹底を図りましょう。</li> </ul>
<p>高齢運転者は</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 参加・体験・実践型の交通安全教育や運転適性検査を積極的に受け、加齢等に伴う身体機能の変化が及ぼす影響を自覚し、自分の運転能力に応じたゆとりある運転を行いましょ。</li> <li>(2) 70歳以上の方は、車を運転するときは高齢運転者標識（高齢者マーク）を車に表示しましょう。</li> <li>(3) 運転免許証の自主返納制度や運転適性相談窓口等について理解し有効に活用しましょう。</li> <li>(4) 車を購入する際は、自動ブレーキ及びペダル踏み間違い時加速抑制装置の搭載された安全運転サポート車の購入を検討しましょう。</li> </ul>

運動の重点2	道路横断中の交通事故防止とゆずりあい運転の実践
内容	横断歩道や自転車横断帯を横断しようとする子供や高齢者をはじめ、歩行者等を見かけたら、一時停止して通行を妨げないようにするなど、交通ルールを守り、道路横断中の交通事故を防ぎましょう。
家庭では	<p>(1)保護者は子供に対し、道路を横断する際は無理な横断をしないこと、近くに横断歩道がある場合は、必ず横断歩道を渡ることを教えましょう。</p> <p>(2)保護者は子供に対し、暗くなる前に帰宅するよう教えましょう。 子供が、夕暮れ時や夜間に外出する必要がある場合は、運転者から発見されやすいように、明るい目立つ色の服装をさせ、夜光反射材を着用させましょう。</p> <p>(3)保護者も夕暮れ時や夜間に外出する場合は、明るい目立つ色の服装、夜光反射材の着用を心掛け、子供の手本になりましょう。</p>
学校等では	<p>(1)幼児・児童・生徒に対して、正しい道路の横断の仕方等の交通ルールを指導し、通学・通園時における交通事故を防止しましょう。</p> <p>(2)幼児・児童・生徒に対して、横断歩道を渡っている場合は、通行する車両の有無など、必ず周囲の安全確認を行って、手を挙げて横断することを指導しましょう。 特に、信号機のない横断歩道を横断する際は、周囲の安全を十分に確認するよう指導しましょう。</p>
地域では	各種行事や会合、家庭向けの広報媒体（回覧板、チラシ等）を活用するなど、あらゆる機会を通じて、歩行者保護の徹底、ゆずりあい運転を浸透させ、住民の交通安全意識の高揚を図りましょう。
職場では	<p>(1)朝礼や打合せ等において、横断歩道の付近では速度を落とし、また、横断歩道や自転車横断帯を渡ろうとする歩行者や自転車を見かけたら一時停止するなど、交通ルールの遵守、横断歩行者等保護の徹底について周知を図りましょう。</p> <p>(2)徒歩や自転車で通勤する職員に対し、子供の手本となるよう、道路を横断する際は横断歩道を横断するなど、正しい横断をするとともに、夕暮れ時や夜間に外出する際は、目立つ色の服装や、夜光反射材の着用を促し、その効果についても周知を図りましょう。</p>
運転者は	<p>(1)横断歩道の付近では速度を落とし、また、横断歩道や自転車横断帯を渡ろうとする歩行者や自転車を見かけたら、その通行を妨げないよう一時停止をして、横断歩行者等保護の徹底を図りましょう。</p> <p>(2)夕暮れ時や夜間は、歩行者等を早めに発見するため、控えめな速度、早めのライト点灯を心掛け、横断歩行者等被害の交通事故を防ぎましょう。</p> <p>(3)歩行者に対してだけでなく、他の車両に対しても、合流時等において道を譲るなど、相手を思いやり、互いにゆずりあう精神を浸透させ、交通マナーの向上を図りましょう。</p>

運動の重点3	飲酒運転、無免許運転及び速度超過など悪質・危険な運転の根絶
内容	<p>(1)スピードの出し過ぎなどの悪質・危険な運転や、夏の暑さや行楽 などによる過労運転を原因とした夏特有の交通事故が増える傾向があることを認識し、十分注意するとともに、正しい交通ルール・マナーを実践しましょう。</p> <p>(2)飲酒運転の悪質性・危険性、交通事故の悲惨さを認識し、飲酒運転を根絶しましょう。</p>
運転者は	<p>(1)スピードの出し過ぎは重大事故に直結することを認識し、交差点やカーブでは減速を心がけるなど、安全な速度と方法で走行するようにしましょう。</p> <p>(2)十分な睡眠時間や休憩時間をとるなど、過労運転にならないよう自己管理に注意しましょう。</p> <p>(3)無理な追い越し・追い抜きなど、無謀な運転はやめましょう。</p> <p>(4)飲酒后、アルコールが体内で分解されるまで相当の時間が必要なことを認識し、飲酒運転を防止しましょう。 また、アルコール検知器等を使用し、二日酔い運転防止を徹底しましょう。</p>
家庭では	<p>(1)飲酒運転、速度超過などの悪質・危険な運転が重大事故につながることや、交通事故を起こしたときの社会的責任について、家庭内で話し合しましょう。</p> <p>(2)行楽・帰省等による長距離運転は、過労運転にならないよう余裕のある計画を立てましょう。</p>
学校等では	<p>(1)教職員・保護者等が一体となり、飲酒運転の根絶に取り組みましょう。</p> <p>(2)保護者などに対して、行楽等による長距離運転の際には、過労運転にならないように呼びかけましょう。</p>
地域では	<p>(1)各種行事・会合等の機会に、飲酒運転、速度超過などの無謀な運転の防止を呼びかけ、地域ぐるみで悪質・危険な運転を追放しましょう。</p> <p>(2)飲酒を伴う各種行事や会合等では、車を持ち込まないようにしましょう。やむを得ず持ち込む場合は、ハンドルキーパーを決めておくなど、参加者に絶対に飲酒運転をしないよう呼びかけましょう。</p> <p>(3)飲食店等では、運転者へ酒類を提供しないこと、「ハンドルキーパー運動」を推進するなど、飲酒運転を根絶しましょう。</p>
職場では	<p>(1)飲酒運転、速度超過などの悪質・危険な運転を職場ぐるみで追放しましょう。</p> <p>(2)無理のない運行計画により、過労運転にならないよう適正な運行管理を行いましょう。</p> <p>(3)飲酒を伴う会合等では、車を持ち込まないようにしましょう。やむを得ず持ち込む場合は、ハンドルキーパーを決めておくなど絶対に飲酒運転をしないようにしましょう。</p>

運動の重点4	自転車の交通事故防止 (特に、福島県自転車安全利用五則の周知徹底)
内容	<p>(1)自転車利用者には、車両としての交通ルールの遵守や交通マナーの向上を促進することにより、自転車乗用中の交通事故防止と危険・迷惑行為の防止を図りましょう。</p> <p>(2)自転車に夜光反射材を取り付け、夕暮れ時と夜間のライトの点灯を徹底しましょう。</p> <p>(3)危険な違反行為をくり返した場合に義務づけられる「自転車運転者講習制度」について周知を図りましょう。</p> <p>(4)自転車を利用する高齢者には、積極的に自転車の安全利用を呼びかけましょう。</p>
自転車利用者は	<p>(1)自転車の点検整備を実施するとともに、「福島県自転車安全利用五則」などの交通ルール・マナーを守りましょう。 特に、自転車に乗車する際は乗車用ヘルメットを着用しましょう。また、幼児を幼児用座席にさせる場合はシートベルトを着用させましょう。</p> <p>(2)自転車に夜光反射材等を取り付け、夕暮れ時と夜間のライト点灯を徹底しましょう。</p> <p>(3)自転車も「車両」であることを認識し、歩行者や通行車両に注意し、歩道等を通行するときは、歩行者保護を徹底しましょう。</p> <p>(4)自転車利用者も交通事故の加害者になることがあるため、被害者救済に資する損害賠償責任保険に加入しましょう。</p> <p>(5)自転車を利用する高齢者は、加齢などに伴う身体機能の変化が及ぼす影響を認識し、安全利用を心掛けましょう。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>【福島県自転車安全利用五則】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 自転車は、車道が原則、歩道は例外</li> <li>2 車道は左側を通行</li> <li>3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行</li> <li>4 安全ルール・マナーを守る <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止</li> <li>○ 夜間はライトを点灯・反射材着装</li> <li>○ 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認</li> <li>○ 運転中の携帯電話・ヘッドホン使用、傘さし運転の禁止</li> </ul> </li> <li>5 被害軽減のためヘルメット着用を努める</li> </ol> </div>
家庭では	<p>(1)自転車の正しい通行方法、乗車用ヘルメットの着用、夕暮れ時の早めのライト点灯、点検整備の実施などについて家族で話し合い、安全に自転車を利用しましょう。</p> <p>(2)幼児・児童を自転車に乗車させる際は、乗車用ヘルメットを着用させましょう。また、シートベルトを備えている幼児用座席に幼児を乗せる場合は、必ずシートベルトを着用させましょう。</p> <p>(3)自転車を利用する高齢者がいる家庭では、積極的に自転車の安全利用を呼びかけましょう。</p>

<p>学校では</p>	<p>(1) 児童・生徒に対して、自転車は「車両」であることを認識させ、正しい通行方法（車道の左側通行や路側帯通行は道路の左側部分に限られる等）、乗車用ヘルメットの着用、夕暮れ時の早めのライト点灯、点検整備の実施等について指導しましょう。</p> <p>(2) 児童・生徒を対象とする自転車交通安全教室の実施に当たっては警察等の関係機関・団体と連携し、交通ルール違反に伴う罰則や事故発生リスクについて指導を行うとともに、自転車シミュレータや視聴覚教材などを活用しましょう。</p> <p>(3) 保護者に対し、あらゆる機会を通じて頭部保護の重要性とヘルメット着用による被害軽減効果について理解を促し、幼児・児童の乗車用ヘルメット着用の徹底を図りましょう。</p>
<p>地域では</p>	<p>(1) 各種広報媒体の活用等により「福島県自転車安全利用五則」、「自転車運転者講習制度」などの自転車の交通ルール・マナーの普及啓発を図りましょう。</p> <p>(2) 街頭での啓発活動や交通安全指導、交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者等を対象とした、参加・体験・実践型の自転車交通安全教室の開催等により、自転車の安全利用を図りましょう。</p> <p>(3) 自転車利用者が、交通事故の加害者になることがあるため、車両運転者としての責任を自覚させるとともに、被害者救済に資する各種保険制度の普及啓発を図りましょう。</p> <p>(4) 自転車を利用する高齢者に対しては、自転車交通安全教室を開催するなど、自転車の安全利用の意識を高めましょう。</p>
<p>職場では</p>	<p>(1) 自転車通勤者に対して、「福島県自転車安全利用五則」などの自転車利用時の交通ルール・マナーの遵守について指導し、自転車乗用中の交通事故と自転車利用者による危険・迷惑行為を防止しましょう。</p> <p>(2) 自転車通勤者に対し、自転車も「車両」であることを認識させ、車道における右側通行禁止などの自転車の正しい通行方法、乗車用ヘルメットの着用、夕暮れ時と夜間の前照灯の点灯の徹底、点検整備の実施などについて指導しましょう。</p>
<p>運転者は</p>	<p>(1) 視認性を高めるとともに、自分の車両の存在を周囲に知らせるため、夕暮れ時のライトの早めの点灯を徹底しましょう。</p> <p>(2) 自転車利用者の行動特性を理解し、交差点における巻き込み事故などの事故防止に努めましょう。</p> <p>(3) 自転車を利用する高齢者を見かけたら、ふらつきや急な横断などを予測して、速度を落とし、車両間隔を空けて、その行動に注意しましょう。</p>



運動の重点5	全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
内 容	自動車乗用中における後部座席を含めた全ての座席でのシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底を図り、交通事故発生時における被害の防止・軽減を図りましょう。
家庭では	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトとチャイルドシートの着用義務があることを意識し、着用を徹底しましょう。</li> <li>(2)シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の必要性・効果について話し合い、乗車中の全席着用を習慣付けましょう。</li> <li>(3)6歳以上であっても、体格等の状況によりシートベルトを適切に着用させることのできない子供にはチャイルドシートを使用させましょう。</li> <li>(4)シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシート本体の確実な取付方法及びハーネス（肩ベルト）の締付け等、正しい使用方法について話し合い確認しましょう。</li> </ul>
学校等では	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)幼児・児童生徒に対し、後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトとチャイルドシートの着用義務があることを指導しましょう。</li> <li>(2)学校の行事などで児童生徒を乗車させる際は、シートベルトを正しく着用するよう指導しましょう。</li> <li>(3)保護者に対し、シートベルトとチャイルドシートの着用の必要性・効果について理解を促し、子供を乗車させる時は、必ず正しく着用するよう働き掛けましょう。</li> </ul>
地域では	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)各種行事や会合、家庭向けの広報媒体（回覧板、チラシ等）により、後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトとチャイルドシート着用の必要性・効果について啓発に努めるとともに、地域全体で着用の気運を高めましょう。</li> <li>(2)衝突実験映像やシートベルトコンビンサーを活用した、被害軽減効果を実感できる効果的な交通安全教室への参加等により、シートベルトとチャイルドシートの着用の必要性・効果の理解を促しましょう。</li> <li>(3)幼稚園や保育所、産科病院等の関係者と連携し、子供と保護者が一緒に学ぶ交通安全教室を開催するなどして、チャイルドシート本体の確実な取付方法及びハーネス（肩ベルト）の締付け等、正しい使用方法が周知されるよう働き掛けましょう。</li> <li>(4)妊娠中の方は、産婦人科医の指導に基づき、正しいシートベルトの着用に努めましょう。</li> <li>(5)高速乗合バス及び貸切バス、タクシー等を利用する際は、全ての座席でシートベルトを着用しましょう。</li> <li>(6)高齢者福祉施設等では、高齢者等を送迎する際は、全ての座席のシートベルト着用を指導しましょう。</li> </ul>
職場では	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)朝礼や日常点検等で、後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトとチャイルドシートの着用義務があることを指導しましょう。</li> </ul>

	<p>(2)各種会議や交通安全講習会等の際、シートベルトとチャイルドシートの着用の必要性・効果について理解を促し、正しい着用を徹底しましょう。</p> <p>(3)高速乗合バス及び貸切バス、タクシー等の事業者は、全ての座席でシートベルトの着用が徹底されるよう啓発を図りましょう。</p>
運転者は	<p>(1)自らシートベルトを正しく着用するとともに、後部座席を含め同乗者全員に、シートベルトとチャイルドシートを正しく着用させましょう。</p> <p>(2)後部座席を含め、同乗者全員がシートベルトやチャイルドシートを着用したことを確認してから発進しましょう。</p> <p>(3)タクシーや観光バスなどの運転手は、乗客に出発前にシートベルトの着用を呼び掛けましょう。</p>

関係機関・団体は	<p>○県・市町村（交通対策協議会）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 関係者等に対する運動の周知徹底及び街頭啓発活動等の実施</li> <li>2 県民、地域住民に対する広報車、広報紙、防災無線等による広報活動の実施</li> <li>3 参加・体験・実践型交通安全教育の推進</li> </ol> <p>○教育委員会</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 各学校に対する運動の周知徹底及び広報活動の実施</li> <li>2 各種教材を活用した交通安全教育の促進</li> <li>3 P T A等関係機関・団体に対する協力要請</li> </ol> <p>○警 察</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 交通指導取締り</li> <li>2 交通事故情報等の提供</li> </ol> <p>○道路管理者</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 交通安全施設の点検</li> <li>2 道路情報板などによる道路情報等の提供</li> </ol> <p>○交通安全協会など県交通対策協議会構成団体</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 広報・街頭啓発活動等の実施及び参加協力</li> <li>2 会員・所属職員に対する運動の周知徹底</li> </ol>
----------	--